

令和5年度第2回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会 会議要録

日 時：令和5年8月3日（木） 午後6時30分から8時まで
場 所：市役所西棟 413会議室
出席委員：6人

会議内容の要点

次のとおり（ただし、議事の概要を記載した要点筆記とする。）

1 議事

(1) 令和5年度第1回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会会議要録（案）について

[事務局が作成した原案のとおり確定することとした。]

(2) 令和5年度の開示等状況について（令和5年4月～6月分）

[事務局より、令和5年4月～6月分の行政文書の開示等の状況について、資料に基づき、請求件数、請求に対する決定区分ごとの決定件数及び開示決定期限の延長を行った開示請求について説明を行い、その後次のとおり確認があった。]

【事務局】 [説明]

【会長】 説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等がありますか。

では、1つ確認ですが、資料の中で延長の日数が記載されていないものは、まだ開示決定をしていないから日数が記載されていないという理解でよろしいでしょうか。それとも、さらに延長する可能性があるということでしょうか。

【事務局】 延長後の期限については、原則として、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内までと規定されているとともに、再度の延長はできないことになっています。お問合せの件のうち、53番～58番については、開示請求に対する決定が複数あり、行政文書を保有する主管課ごとに開示決定を行っており、既に開示決定を行っているものもありますが、まだ全ての開示決定が行われていないため、日数を記載していないという事情があります。

また、59番については、既に開示決定を行っています。

【会長】 そうしますと、例えば、65番～68番のように、延長はしていないものの複数課にまたがる場合には、場合によっては一斉に開示するとは限らず、開示の準備ができ次第開示していきますが、延長日数等については最後のものが決定された段階で、当該日数をカウントしているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 基本的には、同じ開示請求者であれば、開示請求書自体は1枚で提出されることが多いため、事前に開示請求者と調整をし、複数課分の全てが開示できる状況となった際にまとめて交付していますが、準備できたものから順に開示をして欲しいという要望があれば、それぞれ決定したタイミングで交付するということがあります。

資料の表記上は、全てについて開示決定を行った段階での日付を記載しています。

【会長】 請求者の事情により、フレキシブルに、請求者にとって利益のある方法で開示をしているということですね。

【事務局】 そのとおりです。

【会長】 承知しました。

[続いて、事務局より令和5年4月～6月分の保有個人情報の開示等の状況について、資料に基づき、開示請求以外の請求がなかったこと並びに請求件数及び請求に対する決定区分ごとの決定件数について説明を行った。併せて、死者情報の開示等請求はなかったことについて報告をした。]

[その後、事務局より審査請求の状況について、資料に基づき、令和4年度からの継続案件も含めた事案の概要、処理経過、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に対する答申の概要等について説明を行い、その後次のとおり確認があった。]

【委員】 情報公開に関する審査請求の仕組みとしては、審査請求があった場合、審査会に対して諮問をし、審査会の答申を受け、審査請求を受けた行政庁が最終的にその審査請求に対する裁決をするという流れだと思います。

資料には、審査会の答申の内容、結論及び理由まで記載されていますが、基本的には、審査請求を受けた行政庁は、答申どおりの裁決をするということによろしいでしょうか。もちろん答申自体には拘束力はないですが、答申と異なる裁決をする場合には、理由を示さなければならないということになっていると思います。

資料には、審査会の答申のみ記載されていますが、最終的な審査庁の裁決としては、いずれも審査会の答申どおりであるという理解でよろしいですか。

【事務局】 基本的な考え方としては、委員のご指摘のとおりです。資料中の答申について記載している3件については、審査庁として答申を尊重した裁決を行う予定ですが、現在処理中です。確かに、答申に拘束力はありませんが、いわゆる第三者機関に近い形での判断をしていることから、審査庁としてはそれを尊重して、基本的には答申どおりの裁決を行うという認識でよいと考えています。

【委員】 既に裁決が出たと思っておりましたが、まだ答申が出た段階だということですね。

【事務局】 そのとおりです。速やかに対応したいと考えています。

【委員】 承知しました。

【会長】 ほかの委員はいかがでしょうか。

【委員】 例えば、裁判が行われていて、まだ結論が出ていないような案件に関するものに係る開示請求があった場合、それを理由に非開示にするといったような基準はあるのでしょうか。

【事務局】 情報公開条例第9条第6号において、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある場合には、非開示にできることが明文化されています。

係争中の案件に係る行政文書について、当然、市が保有する全ての資料を裁判所に提出するわけではなく、裁判に関する市の内部資料が対象行政文書になったとしても、市としてはその全てを開示できるわけではありませんので、そのような行政文書については非開示にできるというものです。

【委員】 承知しました。

【会長】 ほかにはいかがでしょうか。先ほどの音声データの件ですが、行政文書の開示請求という、まず紙ベースのものを思い浮かべてしまいますが、考えてみれば、確かにデータというものもあるかと思えます。音声データの開示請求は、過去に例としてあるのでしょうか。

【事務局】 私が知る限りでは、今回の件が初めてという認識です。行政文書の定義については、情報公開条例第2条第2号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真フィルム及び電磁的記録」とあり、この電磁的記録に音声データは該当し、いわゆる広い意味での行政文書に当たることになります。

音声データの開示請求において、紙ベースの写しの交付に相当するものとしては、音声データを録音した記録媒体を交付することが想定されています。

また、閲覧に相当するものとしては、実際に音声データを聴いていただくということが想定されています。

【会長】 記録媒体で音声データを交付する場合の費用については、規定があるのでしょうか。

【事務局】 情報公開条例第18条第5項において、「行政文書の写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない」と定められており、情報公開条例施行規則において、紙ベースでの写しの交付については白黒であれば1枚当たり10円、カラーであれば1枚当たり30円という規定を設けていますが、それ以外の媒体については実費という規定になっています。

記録媒体の実費については、DVD代として1枚当たり70円をいただいています。容量に限らず、あくまで1枚当たりということですので、開示できる音声データがある場合は、70円の実費をいただくという形で交付する流れになっています。

先ほどお問合せのあった過去の音声データに関する開示請求ですが、約20年前に同様の開示請求があり、最終的に審査請求がなされた案件がありました。

その際も、既に録音データが存在しないということで文書不存在という決定を行い、審査会でも文書不存在で特に問題はないという結論でしたが、今回については、当時の状況に比べ、技術の発展により音声データの復元が容易なのではないかという主張の下に、音声データの復元を求めているという事情があります。

また、手元に資料がないため明確にはお答えできませんが、最高裁の判例で、音声データについては公文書又は行政文書に該当するという判断があり、音声データが保管されていれば、それは行政文書に該当するものとなります。

ただ、本件においては、音声データを議事録作成までの補完的な行政文書という取扱いにしています。行政文書の保存年限に関する規定との兼ね合いからは、網羅

的に規律の整備がなされていないという問題もあります。

また、音声データについては、発言をした特定の個人を識別できるかどうかという観点で、開示に係る音声の処理が非常に難しく、実際に開示できるかどうかという問題もあります。他の自治体の事例を見ますと、音声データを部分的に削除することで非開示部分を除くことができるのであれば、審査会の判断で開示すべきとした例があります。

(3) C I Mコラムについて

[事務局より、令和5年4月～7月のC I Mコラムの掲載状況について、資料に基づき報告を行った。その後、C I Mコラム掲載テーマ案について、資料に基づき説明を行い、その後次のとおり質問等があった。]

【事務局】 [説明]

【会長】 C I Mコラムの掲載状況及びテーマ案について質問等ありましたらお願いします。また、事務局から提案のあった子どもの権利条例について、何か意見がありますか。

【委員】 子どもの権利条例に関する記事の掲載は、とてもよいと思います。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 単なる質問ですけど、ここに上がっている吉祥寺かるたとは何でしょうか。

【事務局】 たしか商工会議所とコラボして、吉祥寺の商工関係のものを紹介するためにかるた形式で作成されたものというふうに記憶しています。

【会長】 本件について、何か補足することはありますか。

【委員】 商工会議所が関わっているということは、聞いたことがありません。武蔵野市観光機構等の別の団体ではないでしょうか。

【事務局】 失礼しました。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

過去のC I Mコラムのテーマで、令和2年2月15日分として、将来人口推計をテーマに執筆されていますが、先日、令和5年時点における日本の将来推計人口が公表されて、おそらく、市町村別のものもいずれ公表されると思われます。細かい内容まで覚えてはいませんが、全体として、将来推計人口は5年前の国勢調査のバージョンのものと全体は変わらないものの、外国からの流入人口が増加するようなことが新聞等で公表され、話題になった記憶があります。提案として詰め切っているわけではありませんが、このような掲載テーマがあってもよいように思います。

【事務局】 将来人口推計ですが、現在、市では第六期長期計画・調整計画の策定を進めています。その基礎資料として、市として人口推計を出しており、それに基づいて計画を策定することになりますが、国全体では少子高齢化に伴い人口が減少していく自治体が多い中で、本市は、新型コロナウイルス感染症の影響や、集合住宅が多く建設されているような状況から、むしろ増加傾向にあり、そのような点では国全体の人口推計とは異なる傾向が見られます。

現在計画を策定している最中であり、今年度中には計画が公表されるため、その

タイミング等で、市の人口推計についてお知らせしていくことはできると思われ
ます。

【会 長】 資料にあるC I Mコラム掲載テーマ検討案について、特にこれは掲載すべきでは
ないというものはありますか。特になければ、吉祥寺かるたについては優先的にコ
ラムを書いていただくのがよいと思いますが、特に問題はないでしょうか。

[委員全員の同意あり]

【会 長】 それから、先ほどの子どもの権利条例のコラムについては私もよいと思いますが、
こちらも採用するということで、特に異論等ありませんでしょうか。

[委員全員の同意あり]

【会 長】 それでは、掲載テーマ案が8か月分ありますので、先ほどの将来人口推計につい
ては、年度内に公表されるということであれば、将来的な掲載テーマの候補にして
もよいと考えますが、そのように採用するということによろしいでしょうか。

[委員全員の同意あり]

【会 長】 ありがとうございます。また、委員からのテーマ案等がありますか。現時点で何
かありましたらご提案いただくとともに、今後についても、適宜ご提案いただく形
にしたいと思います。

それでは、先ほどのテーマ案に関して、掲載順については、事務局で時期を見計
らいながら掲載していただくということにしたいと思いますよろしいでしょうか。

[委員全員の同意あり]

【会 長】 ありがとうございます。それでは、そのようにお願いします。

(4) その他

[事務局より、個人情報保護委員会による立入検査等を受けたことに関し、その概要及び
今後の予定について説明を行った。また、旧個人情報保護審議会における諮問事項の報告に
関し、次回の審議会において報告することについて確認した。

さらに、次回の開催日について、令和5年10月24日（火）に開催することとした（その後、
同日午後6時30分からハイブリッド形式で開催することとした。）。

以上